

平成 26 年 8 月 29 日

金融庁監督局総務課
健全性基準室 御中

一般社団法人全国銀行協会

「流動性カバレッジ比率に係る告示案」に対するコメント

今般、当協会では、平成 26 年 7 月 31 日付で意見募集が行われました標記告示案に対するコメントを別紙のとおり取りまとめましたので、何卒ご高配賜りますようお願い申し上げます。

以 上

流動性カバレッジ比率に係る告示案に対するコメント

項番	頁・条文番号等	項目・論点	コメント	理由等
1	第一条第八号、 第四十一号	譲渡性預金の定義の明確化	譲渡性預金は、銀行告示第一条第八号では金商法施行令第一条第一号でいう「譲渡性預金(払戻しについて期限の定めがある預金で、指名債権でないものをいう)」を有価証券と定義するように読める。この場合、指名債権である譲渡性預金はどのように扱うのか明確化いただきたい。	告示内容の明確化を求めるもの。
2	(別紙1:銀行告示) 第四十一条 (別紙2:銀行持株告示) 第四十条	担保価格変動に伴う 資金流出額の算出 (算出方式の確認)	告示で規定されている算出方法を適用した場合、①超過受入担保が発生している場合や、②未提供担保が発生している場合、四十二条(第四十一条)、および四十三条(四十二条)にて規定されている流出額算出と一部重複するように読み取れるため、内容を確認致したい。	<p>例) (以下条文番号は銀行向け告示からとします。)</p> <p>①超過受入担保が発生している場合 所要受入担保額: 100億円 受入担保額: Level 1資産担保 0億円、その他担保 150億円 ア) 第四十一条2の二による流入額 ゼロ (100億円-150億円×80%=▲20億円) イ) 第四十二条2による流出額 50億円 ア)の算出に際し、超過受入担保部分についてイ)による流出が既に考慮されているとして、ア)のその他担保は150億円ではなく、100億円とすべきであり、その場合、ア)の流入額は20億円となる(100億円-100億円×80%)。つまり全体では30億円(50億円-20億円)の流出。</p> <p>②未提供担保が発生している場合 所要差入担保額: 100億円 差入担保額: Level 1資産担保 0億円、その他担保 50億円 ウ) 第四十一条2の二による流出額 60億円 (100億円-50億円×80%=60億円) エ) 第四十三条2による流出額 50億円 ウ)の算出に際し、未提供担保部分についてエ)による流出が既に考慮されているとして、ウ)の所要差入担保額は100億円ではなく、50億円とすべきであり、その場合、ウ)の流出額は10億円となる(50億円-50億円×80%)。つまり全体では60億円(50億円+10億円)の流出。</p> <p>告示案の算出方法は、超過差入担保や未受入担保が発生している場合には問題ないが、上述のケースの場合、他の条文による流出額との重複が発生するものと思われる。</p>